

指標No.	成果指標名		平成 28 年度 (2016 年度) 基準値	平成 39 年度 (2027 年度) 目標値	担当課
I-1-①	男女共同参画事業への参加者数		1,660人	2,000人	市民協働推進課
I-1-②	固定的性別役割分担に同感しない市民の割合		76.1%	85.0%	市民協働推進課
I-2-①	各種メディアを通じた男女共同参画に関する情報提供回数		11回	18回	市民協働推進課
I-2-②	メディア・リテラシーの向上促進に関する事業の開催数	全体	26回	42回	指導室 市民協働推進課 生涯学習課
		小中学校	26回	39回	
		その他	0回	3回	
I-3-①	DVが人権侵害だと理解している市民の割合		83.4%	95.0%	市民協働推進課
I-4-①	子宮がん検診受診率		33.4%	50.0%	保健センター
I-4-②	乳がん検診受診率		37.3%	50.0%	保健センター
I-4-③	発達段階に応じた適切な性教育の実施回数		11回	39回	指導室
I-5-①	男女共同参画に関する国際的情報の提供回数		3回	8回	市民協働推進課
II-1-①	結婚や育児をきっかけに家庭内で家事などの役割分担をするようになった市民の割合		— (平成 29 年度 (2017 年度) より調査開始)	平成 29 年度 (2017 年度) の数値 +10%	市民協働推進課
II-1-②	固定的性別役割分担に同感しない市民の割合(再掲)		76.1%	85.0%	市民協働推進課
II-2-①	自治会活動や地域コミュニティの活動に参加している市民の割合	男性	40.4%	55.0%	市民協働推進課
		女性	43.1%	55.0%	
II-2-②	女性防災士の人数		9人	19人	交通防災課
II-3-①	審議会等における女性委員の割合		35.7%	40.0%	総務課
II-3-②	管理職に占める市女性職員の割合		21.1%	33.3%	総務課
III-1-①	職場における男女の地位が平等であると感じている市内事業所等で働く市民の割合		35.6%	48.0%	総務課
III-2-①	女性の就業率		47.1%	52.0%	市民協働推進課 経済課
III-2-②	保育施設への入所を希望しているが、入所できない児童数 ※保護者の私的な理由により待機している児童数は除く		106人	0人	児童福祉課
III-3-①	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合		72.3%	85.0%	市民協働推進課
III-3-②	該当年度に子どもが生まれた市男性職員の育児休業取得状況		0.0%	50.0%	総務課
		取得者：0人 対象者：1人	取得者： 人 対象者： 人		

第三次守谷市男女共同参画推進計画【概要版】
平成30（2018）年3月

発行 守谷市
編集 生活経済部 市民協働推進課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
電話番号：0297-45-1111（代表）

第三次 守谷市男女共同参画推進計画

【概要版】

1 策定の趣旨と背景

守谷市においては、平成 27（2015）年に「守谷市男女共同参画推進条例」に掲げた、7つの基本理念と3つの基本目標から構成される、「第二次守谷市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

本計画は、第二次計画の計画期間が、平成 29（2017）年度で終了するため、これまでの取組の検証、市民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組を示すため、「第三次守谷市男女共同参画推進計画」として策定するものです。

2 計画の基本理念

本計画は、「守谷市男女共同参画推進条例」第3条に定めた7つの基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

- （1）男女の人権の尊重
- （2）社会における制度及び慣行についての配慮
- （3）政策等の立案及び決定への共同参画
- （4）家庭生活と社会活動の両立
- （5）あらゆる教育の機会における男女共同参画の推進
- （6）生涯にわたる健康への配慮
- （7）国際的視野での協調



3 計画の基本目標

本計画では、「守谷市男女共同参画推進条例」で定められている7つの基本理念を実現するために、以下に示す3つのまちづくりの目標を設定します。

- I 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり
- II 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり
- III 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり



4 計画の体系



【用語の解説】
メディア・リテラシー：情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアから流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことを言います。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。
L G B T：女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭字語（LGBT）です。